

## 不利益処分に係わる処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
水道法（昭和32年6月15日法律第177号）第25条の11	指定給水装置工事事業者の取消し	給排水課

指定給水装置工事事業者が水道法第25条の11の各号のいずれかに該当するときは、指定給水装置工事事業者の指定を取り消すことができる。

- 1 処分基準は、盛岡市指定給水装置工事事業者の違反行為等に係る事務処理要綱（平成21年3月23日盛岡市水道部告示第3号）に規定しているとおり。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。